

高崎市告示第155号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年 5月 28日

高崎市長 富岡 賢治

1 諸事項

行旅死亡人本籍・住所・氏名・年齢・性別・体格不詳、火葬済み死体（焼骨）上記の者は、令和6年3月30日午前10時、高砂町294番地先用水路で遺留された骨壺及び小壺並びにその周辺にて骨片の状態で発見されました。

遺骨は当市が引き取り保管しています。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

2 告示期間

令和7年 5月 28日から令和7年 8月 28日まで